

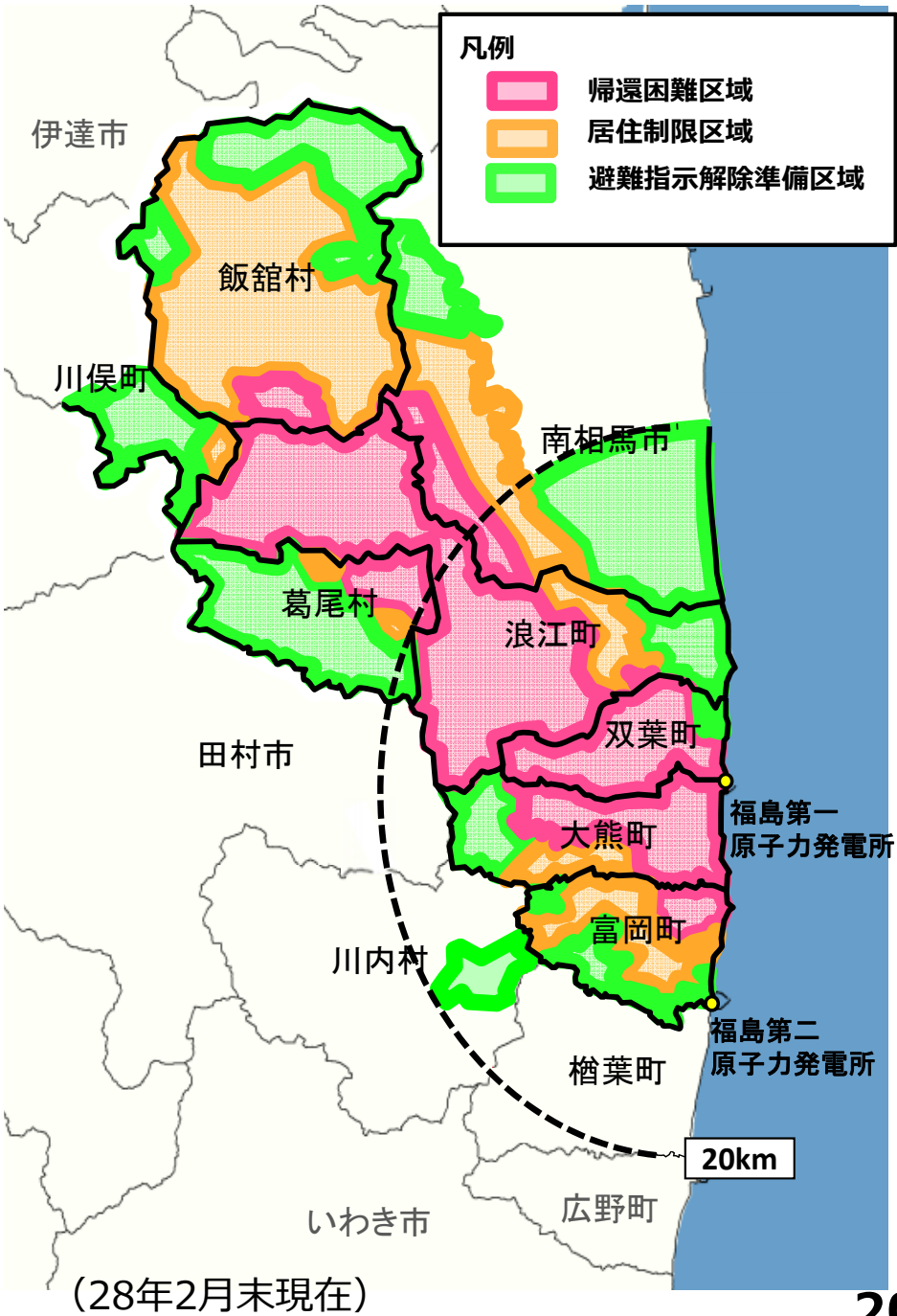
②原子力災害からの復旧・復興

原子力発電所事故による避難指示について

- 23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。
- 川俣町の区域見直し（25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。
- 楢葉町における避難指示区域を27年9月5日に解除。
（避難指示区域の解除は、田村市（26年4月1日）、川内村（26年10月1日）に続き3例目。）

「見直し後の避難指示区域の概要」

区域名	概要
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域



原子力被災地域の営農再開に向けた支援策

- 除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。
- 避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるよう、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

農地除染

	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	810	130	170	470	480	1,700	3,100	1,900	670	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	99	55	33	37	98	100

営農再開に向けた 条件整備

営農再開

◆ 農地、農業水利施設等のインフラ復旧

- 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣

◆ 除染後農地等の保全管理

- 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援

◆ 鳥獣被害防止対策

- 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援

◆ 営農再開に向けた作付実証

- 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援

◆ 水稻の作付再開支援

- 水稻の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援

◆ 放射性物質の吸収抑制対策

- カリ質肥料の施用の実施を支援

◆ 新たな農業への転換

- 経営の大規模化や施設園芸への転換のために必要な畦畔除去や機械・施設のリース導入等に対して支援

環境省などと連携し、農地・森林を計画的に除染

MAFF

- 国直轄除染地域（除染特別地域）については、平成25年12月に除染実施計画を見直し、農地や森林等についても現実的なスケジュールを設定。インフラ復旧や営農再開のスケジュール等に連動して、除染を実施。
- 除染の加速化・円滑化のため、当省においても環境省など関係機関と連携して取組を推進。

国直轄除染地域の進捗状況

平成28年3月31日時点
(上段は実施率、下段は発注率)

	田村市	楡葉町	川内町	飯舘村	川俣町	葛尾村	大熊町	南相馬市	富岡町	浪江町	双葉町
宅地	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	88% (100%)	100% (100%)	48% (100%)	100% (100%)
農地	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	55% (100%)	99% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	33% (100%)	98% (100%)	37% (100%)	100% (100%)
森林	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	86% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	58% (100%)	100% (100%)	75% (100%)	100% (100%)
道路	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	48% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	39% (100%)	99.7% (100%)	68% (100%)	100% (100%)

資料：環境省除染情報サイト

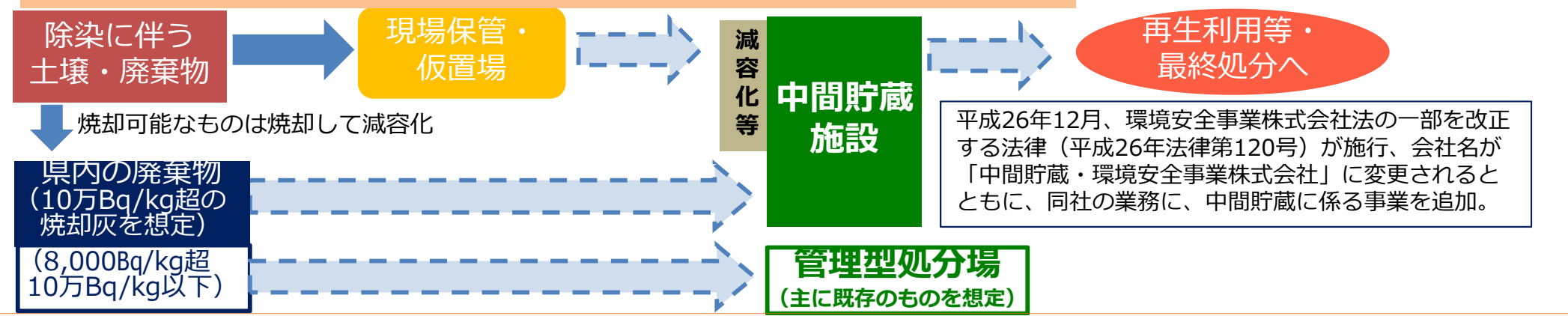
福島県における除去土壌等の推計発生量

(単位: 万m³)

	国直轄		市町村		合 計	
	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物
●原発生量						
住居・施設等	69～98	24～33	728～800	14	797～898	38～47
農用地	478～718	106～148	150～154	24～25	628～872	130～173
森林(生活圏)	49～196	157～544	(住居・施設等を含む)		49～196	157～544
その他	34～49	1	28	9	62～77	10
小 計	629～ 1,061	287～725	906～982	47～48	1,535～ 2,043	334～773
合 計	917～ 1,786		953～ 1,029		1,870～ 2,815	
●減容化後発生量(可燃物の20%になると仮定)						
小 計	629～ 1,061	57～145	906～982	9～10	1,535～ 2,043	67～155
合 計	686～ 1,206		915～ 991		1,601～ 2,197	

資料：環境省「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」（平成25年12月）
注：この表における農用地とは田、畑、牧草地・果樹園等のことである。このほか、中間貯蔵施設に搬入されることになる福島県内の指定廃棄物等（10万Bq/kg超の焼却灰と仮定）は、約2.1万t（約1.8万m³）と推計。

【参考】福島県における除去土壌等の処理について（イメージ）



農地除染の実証事業で、放射性セシウム濃度の大幅な低下を確認

MAFF

- 現地のほ場における実証試験を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度や地目に応じた農地土壌の除染技術の適用の考え方を提示(平成23年9月14日)。環境省の「除染関係ガイドライン（第2版）」に内容が反映(平成25年5月2日)。
- 確立された技術を着実に現場で導入するため、必要な用具や具体的な作業手順等を示した農地土壌の除染技術の手引き（平成24年3月2日）や、工事実施レベルでの実証を踏まえ施工上の留意点等を示した「農地除染対策の技術書」（平成24年8月31日）を公表。実証では、表土削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。

土壌の放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	適用する主な技術
～ 5,000	反転耕、移行低減栽培 (※)、 表土削り取り(未耕起圃場)
5,000 ～10,000	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去
10,000 ～25,000	表土削り取り
25,000 ～	固化剤を使った表土削り取り

反転耕(畑、水田、牧草地)



移行低減栽培



※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。

表土の削り取り
(畑、水田、牧草地)



水による土壌攪拌・除去（水田）



固化剤を用いた削り取り



芝・牧草のはぎ取り



避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧

MAFF

- 避難指示解除準備区域の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。
- 県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。
- 農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施に向けた取組を推進。

これまでの主な取組

○農業用施設等の復旧

- 南相馬市の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。2 機場は本格運転が可能。残り 5 機場は平成30年度までに段階的に復旧予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

○農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施

- 関係機関からなる推進体制を整備し、モデル的に川俣町において農地の除染と農地整備を一体的に実施中。



今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。（早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい用水確保を検討。）
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を推進。県や市町村は、それらの結果等を活用し、農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。【福島農業基盤復旧再生計画調査】

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

- 福島県内のため池等について、営農再開・農業の復興の観点から、放射性物質の実態や利用・管理の支障状況等を踏まえ、放射性物質対策に取り組む。
- 市町村等が効果的かつ効率的に対策を実施できるよう、対策の考え方や調査・計画、設計・施工に係る手順・留意点等を「技術マニュアル」として取りまとめ公表（平成27年3月27日）。

ため池の放射性物質対策について

- 福島県内のため池等を対象に、放射性物質の実態を把握するとともに、ため池等の利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため、各種調査を実施。
- これらの結果等を踏まえ、放射性物質により利用・管理に支障が生じているため池等については、その影響に応じて、放射性物質対策を講じ、営農再開・農業復興を推進することとしている。

【福島県内のため池の水質調査結果（平成26年度）】

水質の放射性セシウム濃度	避難指示区域外	避難指示区域	
		避難指示解除準備	居住制限・帰還困難
検出下限値未満	2,234 (98%)	145 (97%)	73 (53%)
検出	53 (2%)	5 (3%)	65 (47%)
計	2,287	150	138
最高(Bq/L)	9	5	86

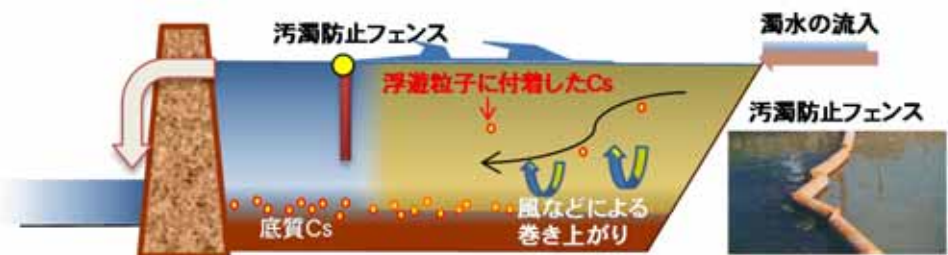
※1 検出下限値¹³⁴Cs:1Bq/L、¹³⁷Cs:1Bq/L

【福島県内のため池の底質調査結果（平成26年度）】

底質の放射性セシウム濃度 (乾重量あたり)	避難指示区域外	避難指示区域	
		避難指示解除準備	居住制限・帰還困難
～ 1千Bq/kg以下	638 (24%)	21 (13%)	2 (2%)
1千Bq/kg超 ～ 1万Bq/kg以下	1,577 (60%)	107 (65%)	25 (18%)
1万Bq/kg超 ～ 10万Bq/kg以下	429 (16%)	37 (22%)	81 (57%)
10万Bq/kg超 ～	3 (0%)	-	33 (23%)
計	2,647	165	141
最低(Bq/kg) ～ 最高(Bq/kg)	<20 ～ 222,000	13 ～ 69,000	150 ～ 690,000

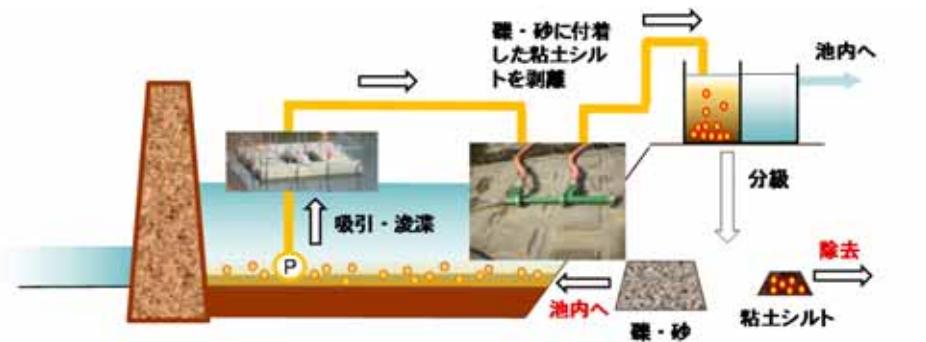
ため池の放射性物質対策工法の例

① 汚濁防止フェンスの設置等



・汚濁防止フェンスを設置することで、水面付近の流れを遮断し、放射性セシウムを含む濁水の懸濁物の沉降を促進するとともに、底質の巻き上がりを防止する

② 除去・減容化



・水中の底質を吸引後、エジェクターにて底質の細粒分を剥離し、さらにふるい分け・凝集沈殿により細粒分のみを取り出し、回収する。放射性セシウム濃度の低い粗粒分は池敷に戻す

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

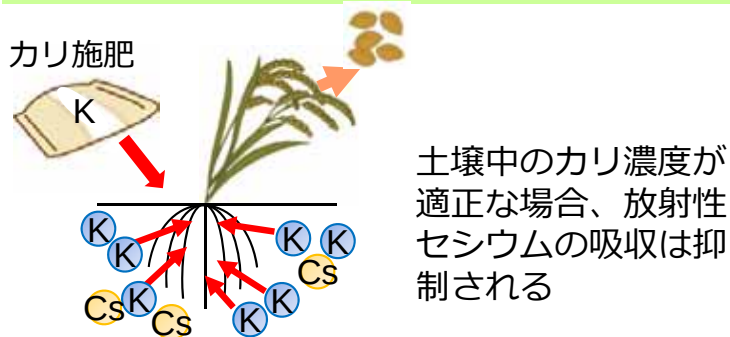
○放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

○引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

■ 米

- ・農地の反転耕等による放射性物質の低減対策やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
- ・きめ細かい検査の実施により、基準値を超過する米が流通しないよう取組。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



米の放射性セシウム検査



福島県産米の全袋検査

■ 畜産物

- ・畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を徹底。
- ・牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

家畜の飼養管理等の対応

- ・飼料の放射性セシウムの暫定許容値以下の粗飼料（牧草等）を給与するなどの適切な飼養管理の徹底

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- ・暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による放射性物質の低減対策の推進



■ きのこと

- ・きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）
- ・指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、食品の基準値以下のきのこ生産に取り組んでいるところ。

具体的な取組



きのこ原木・ほだ木の導入支援



放射性物質の防除施設
（ほだ木洗浄機械等）の整備

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

MAFF

- 農業生産現場における取組等により、農畜産物に含まれる放射性セシウム濃度水準は低くなっており、基準超過の比率は年々低下。
- きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したのが見られるが、超過割合は減少。

農林水産物の放射性セシウム検査結果（17都県）^{注1}（平成28年3月28日現在）^{注2}（厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成）

品 目	～23年度末 基準値 超過割合 ^{注3}	24年度 基準値 超過割合 ^{注4}	25年度 基準値 超過割合 ^{注4}	26年度 ^{注4}		27年度 ^{注4}		基準値超過品目
				基準値 超過割合	超過点数 （検査点数）	基準値 超過割合	超過点数 （検査点数）	27年度 （26年度）
米 ^{注5}	2.2 %	0.0008 %	0.0003 %	0.00002 %	2 （ 1,102万 ）	0 %	0 （ 1,047万 ）	— （ 米 ）
麦	4.8 %	0 %	0 %	0 %	0 （ 383 ）	0 %	0 （ 323 ）	—
豆 類	2.3 %	1.1 %	0.4 %	0.1 %	4 （ 3,459 ）	0 %	0 （ 1,700 ）	— （ 大豆 ）
野 菜 類	3.0 %	0.03 %	0 %	0 %	0 （ 16,712 ）	0 %	0 （ 12,188 ）	—
果 実 類	7.7 %	0.3 %	0 %	0 %	0 （ 3,302 ）	0 %	0 （ 2,770 ）	—
茶 ^{注6}	8.6 %	1.5 %	0 %	0 %	0 （ 206 ）	0 %	0 （ 127 ）	—
その他地域特産物	3.2 %	0.5 %	0 %	0 %	0 （ 1,049 ）	0.1 %	1 （ 726 ）	そば —
原 乳	0.4 %	0 %	0 %	0 %	0 （ 1,846 ）	0 %	0 （ 1,411 ）	—
肉・卵 （野生鳥獣肉除く）	1.3 %	0.005 %	0 %	0 %	0 （ 188,304 ）	0 %	0 （ 225,673 ）	—
きのこ・山菜類	20 %	9.2 %	2.6 %	1.2 %	103 （ 8,557 ）	1.0 %	87 （ 8,425 ）	フキノトウ、タラノメ等13品目 （フキノトウ、タラノメ等13品目）
水 産 物	17 %	5.6 %	1.5 %	0.5 %	100 （ 20,922 ）	0.1 %	14 （ 18,801 ）	イワナ、ギンブナ等6品目 （アイナメ、シロメバル等20品目）
農林水産物計	3.4 %	0.02 %	0.005 %	0.002 %	209 （ 1,126万 ）	0.001 %	102 （ 1,075万 ）	～23年度末検査総数：139,376点 24年度検査総数：1,059万点 25年度検査点数：1,130万点

（注1）「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を対象に集計。

（注2）水産物については、平成28年3月31日現在。

（注3）23年度末までの検査において基準値を超過した割合。基準値(平成24年4月～)：100 Bq/kg(茶については浸出液で 10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg。経過措置として、米と牛肉については平成24年9月30日、大豆については平成24年12月31日まで500 Bq/kg(暫定規制値))。なお、23年度末までの茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kg超のデータを集計（飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50）。

（注4）穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

（注5）福島県で行った23年度産の緊急調査、福島県及び宮城県の一部地域で24年度以降に行った全袋検査の点数を含む。

（注6）24年度以降の茶は、飲料水の基準値（10Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

被災農家の営農再開を支援

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難指示区域等においては、営農再開に向けた環境が整っておらず、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- こうしたことから、福島県に基金を造成することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。

福島県内

避難指示区域等

(目的) 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成32年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

【第1段階】

○除染後農地等の保全管理

〔除染後から営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援〕



○鳥獣被害防止緊急対策

〔一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援〕

○放れ畜対策

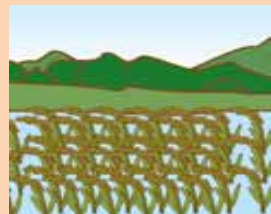
〔放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援〕



【第2段階】

○営農再開に向けた作付実証

〔基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援〕



○水稻の作付再開支援

〔水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援〕

○避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

〔直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援〕

○収穫後の汚染防止対策

〔収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援〕

【第3段階】

○新たな農業への転換

〔経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援〕



避難指示区域等の営農再開を後押し

放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

※その他特認事業を措置

避難指示区域等における営農再開の状況

○ 南相馬市、広野町、川内村及び田村市の約1,400haで米の作付が本格的に再開。その他の地域でも米や花きの実証栽培等が開始されるなど、除染の進捗に応じて営農再開に向けた取組が進行。



(平成28年2月末現在)

市町村	水稻（27年度の作付面積）	その他の品目（27年度の作付面積）
飯舘村	25年産から実証栽培（0.9ha）	
南相馬市	【避難区域内】 26年産から実証栽培（7.0ha） 【避難区域外】 25年産から実証栽培 26年産から作付再開（720ha）	
川俣町 （山木屋地区）	25年産から実証栽培（1.8ha）	【花き】 25年度からトルコギキョウの実証栽培 26年度から震災前にトルコギキョウ栽培を行っていた農家全戸で栽培再開 26年度からリンドウの実証栽培
浪江町	26年産から実証栽培（1.4ha）	【花き】 26年度からリンドウ等の実証栽培 26年度からトルコギキョウ、27年度からリンドウを販売開始
葛尾村	27年産から実証栽培（1.2ha）	
田村市 （20 km圏内）	25年産から作付再開（327ha）	【野菜】 H25.3.29に出荷制限解除 【畜産】 26年から都路地区の農家が肉用牛の再開
大熊町	26年産から試験栽培（0.08ha）	
川内村	【20km圏外】 25年産から作付再開（187ha） 【20km圏内】 25年産から実証栽培（0.04ha） 27年産から作付再開（7.9ha）	【そば】 25年産から作付再開（70ha） 【野菜】 H27.2.18に出荷制限解除 【花き】 25年度からトルコギキョウを実証栽培・販売開始 26年度からリンドウを実証栽培し、27年度から販売開始
富岡町	26年産から実証栽培（1.8ha）	【野菜】 27年度からバレイショの実証栽培（0.03ha）
楡葉町	25年産から実証栽培（4.7ha）	【野菜】 H27.2.18に出荷制限解除 【花き】 27年度からトルコギキョウ等の実証栽培・販売開始 【畜産】 26年度から牧草の実証栽培（0.3ha）
広野町	25年産から作付再開（163ha）	【花き】 26年度からコギク等の実証栽培 25年度キク、27年度からカンパニュラの販売開始

福島県における産地の取組事例

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

【27年産】

約900トンを出荷
(震災前の約63%)



トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年より本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。

【27年産】
2.3haで栽培
(震災前の約7割)



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

復興牧場での酪農の再開（福島市・27年12月）

【復興牧場の設立】

原発事故による避難指示により休業していた酪農の2グループが酪農団体や企業の支援を受け、避難先の福島市内でそれぞれ復興牧場を設立。

【ミネロファーム】

24年10月から出荷を再開。
26年7月現在、約150頭を飼養。

【フェリスラテ】

27年12月から出荷を再開。

27年12月現在、約400頭を飼養。



フェリスラテ施設全景

米の作付再開（南相馬市・26年産）

【作付再開への歩み】

南相馬市では原発事故の影響により避難指示区域外でも稲の作付制限・自粛が行われたが、25年産米で実証栽培を実施し、26年産米から作付を再開。

【26年産】 99ha
【27年産】 720ha
【28年産】 1,500ha以上
で作付予定



地域農業の将来像の策定とその実現に向けた支援

○昨年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局の職員が参加し、福島県と連携し、将来展望を持って地域農業が再生できるよう、市町村における農業者の意向把握や地域農業の将来像策定を支援するとともに、その実現に向けた農業者の取組を支援していくこととしている。

福島相双復興官民合同チーム（平成27年8月発足）の営農再開グループ

◆ 体制

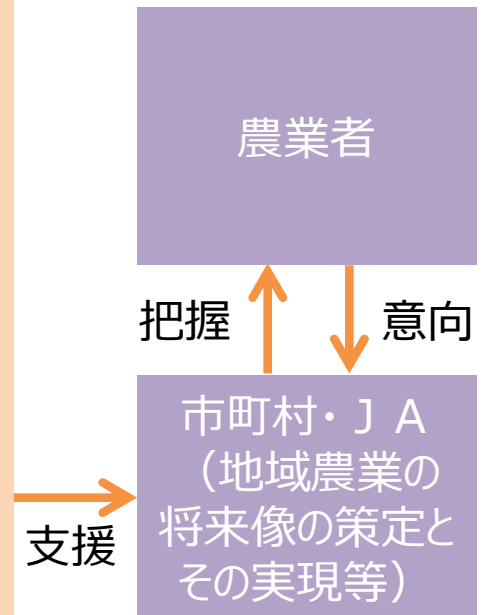
- 国（震災復興参事官室）及び福島県（農業普及所）が一体となった組織を形成

◆ 活動方針

- 農業は、農地の利用や水の管理等で、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定と、その実現に向けた農業者の取組を支援

◆ 活動内容

- ①地域農業の将来像の策定目標の設定（策定地域の範囲・策定期等）
- ②農業者の意向確認に対する支援（内容・経費等）
- ③集落の相談会・座談会への参加（大規模化、施設園芸への転換等について情報提供）
- ④策定した地域農業の将来像に基づく営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- ⑤営農再開に必要な施設・機械導入、大規模化等への支援、技術・経営指導等



福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績

MAFF

1 営農再開グループの訪問実績

平成28年3月31日現在

市町村名	訪問回数（注1）	参加者数（注1）	農業者等の訪問回数（注2）
南相馬市	38	736	278
広野町	16	124	130
川内村	26	331	228
楡葉町	21	283	68
川俣町 山木屋	53	306	42
田村市 都路	13	90	103
飯舘村	44	409	25
浪江町	20	331	62
大熊町	11	65	8
富岡町	15	139	18
葛尾村	36	411	65
双葉町	17	133	6
J A 等	14	78	
合計	324	3,436	1,033

注） 1：市町村との打合せ、懇談会等の回数・延べ出席者数 注） 2：普及活動で、農業者や関係者を訪問した回数

2 営農再開に係る取組で聞き取った要望の主なもの

3 6次化等に向けたコンサルティング支援

- ①安全な農作物が生産できることを確認する試験栽培・実証栽培の支援をしてほしい
- ②農業用機械・施設の支援をしてほしい
- ③農産物の販路確保への支援をしてほしい
- ④除染後農地の保全管理を支援してほしい
- ⑤鳥獣被害対策をしっかりと行い戻って営農再開できるようにしてほしい。
- ⑥帰還しない方の農地の保全管理を支援してほしい
- ⑦農作物の放射性物質モニタリングを継続して取り組んでほしい
- ⑧地域営農ビジョン作成を支援してほしい
- ⑨地域営農の担い手確保を支援してほしい
- ⑩畜産の営農再開を支援してほしい
- ⑪避難先での営農再開を支援してほしい

市町村名	関係機関 打合せ実施数	コンサルティング等 実施件数
南相馬市	2	1
・法人化に向けた支援		
田村市 都路村	2	1
・6次化、販路開拓についての支援		
川内村	1	2
・専門家による面談実施 ・6次化、販路開拓についての支援		
楡葉町	1	1
・事業計画策定や財務状況分析等の支援		
合計	6	5

福島県における林業再生に向けた取組

○環境省と役割分担の下、

- ①森林内のモニタリング（森林における放射性物質の動態把握）
- ②技術の検証・開発（森林における放射性物質の拡散防止等のための技術検証・開発）
- ③技術の実証（避難指示解除準備区域等における林業再生に向けた技術の実証）
- ④林業再生対策（間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に推進する林業再生対策）等を実施中。

○復興庁、農林水産省、環境省の3省庁の大臣による「福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム」において、今後の総合的な取組を検討中。



①森林内のモニタリング



②技術の検証・開発



③技術の実証



④林業再生対策 ※

※林業再生対策においては、

- ア) 空間線量率等の調査、森林所有者の間伐同意取付
- イ) 県、市町村等による、間伐等の森林整備と枝葉の処理や木柵の設置等の放射性物質対策の一体的実施
- ウ) 木質バイオマスボイラーへのバグフィルターの取付等を実施。

福島県における漁業再生に向けた取組

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・種について試験的な操業・販売を実施（順次、漁業種類・対象種・海域を拡大）。
- 引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

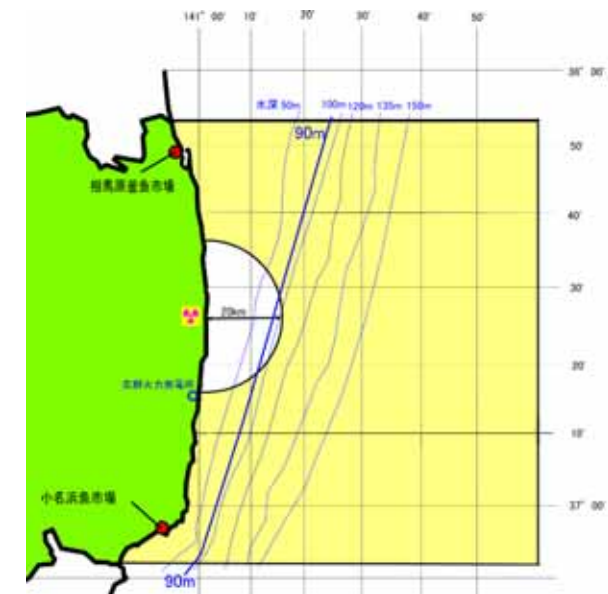
◎福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業対象種として決定（試験操業対象漁業種類・海域についても同様）。

<相馬・双葉地区> ○平成24年6月から底びき網漁船により、3種に絞った試験操業・販売を開始。

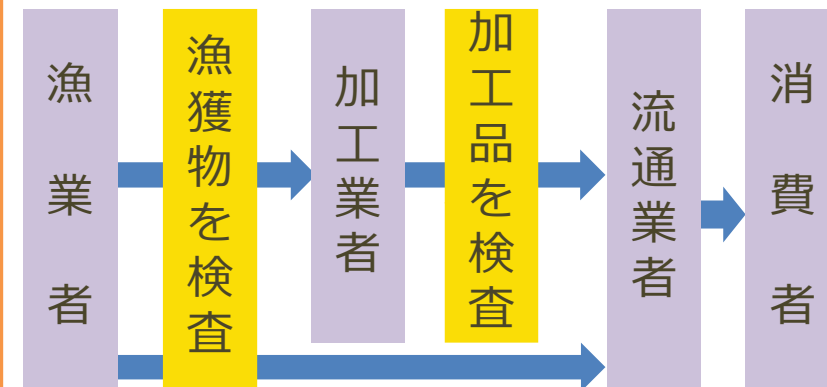
<いわき地区> ○平成25年10月より底びき網漁業による試験操業を開始。

⇒ 安全性を確認した上で、対象種及び海域を順次拡大。
○漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。

試験操業海域 平成27年9月30日現在



漁獲物の流れ



試験操業の漁業種類：全10漁業種（平成28年3月31日現在）

底びき網漁業、刺網漁業、流し網漁業、沖合たこかご漁業、沿岸かご漁業、船びき網漁業、潜水漁業、貝桁網漁業及びはえ縄漁業、アサリ養殖業

試験操業の対象種：全73種（平成28年3月31日現在）

【魚類47種】 アオメエソ、アカガレイ、コウナゴ、シラス、マアジ、マイワシ、マガレイ、マサバ、マダラ等

【甲殻類8種】 ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ホッコクアカエビ等

【イカ・タコ類7種】 スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ、ヤリイカ等

【貝類9種】 アサリ、アワビ、シライトマキバイ、ホッキガイ等

【その他2種】 オキナマコ、キタムラサキウニ

食品中の放射性物質対策のリスクコミュニケーション

MAFF

- 風評被害への対応については、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、政府全体で包括的に対応している。平成26年6月に、風評対策の強化を図るため、取り組むべき施策を体系的に整理し、新たに3つの強化指針を定めた「風評対策強化指針」が取りまとめられた。
- 農林水産物の風評被害払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係省庁等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信している。
- 関係府省庁（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）は連携して、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでおり、平成27年度は、意見交換会を全国で6回開催。

「風評対策強化指針」（平成26年6月23日）のポイント

- 強化指針 1**
風評の源を取り除く

 - （1）被災地産品の放射性物質検査の実施
 - （2）環境中の放射線量の把握と公表
- 強化指針 2**
正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化
- 強化指針 3**
風評被害を受けた産業を支援する

 - （1）被災地産品の販路拡大、新商品開発等
 - （2）国内外からの被災地への誘客促進等

食品中の放射性物質対策に関する4府省庁連携意見交換会の開催



平成27年度は全国で6回開催

開催日	開催場所
平成27年11月6日	神奈川県小田原市
平成27年11月28日	福井県勝山市
平成28年1月14日	福島県福島市
平成28年2月3日	福島県郡山市
平成28年2月10日	宮城県仙台市
平成28年2月19日	大分県大分市



ポスター・リーフレット

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 関係省庁との連携により、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月、27年10月)
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。
- 福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



福島県と合同で開催した「福島県産食品販売フェア」(27年11月)



NZ大使館における「ニュージーランドワインとふくしまの食を楽しむタベ」(27年11月)

これまでの取組：
うち被災地産食品販売フェア等：
社内食堂等での食材利用：
(23年4月～28年3月末までの間)

1,547件
1,225件
218件



ミラノ国際博覧会「ふくしまウィーク」(27年10月)

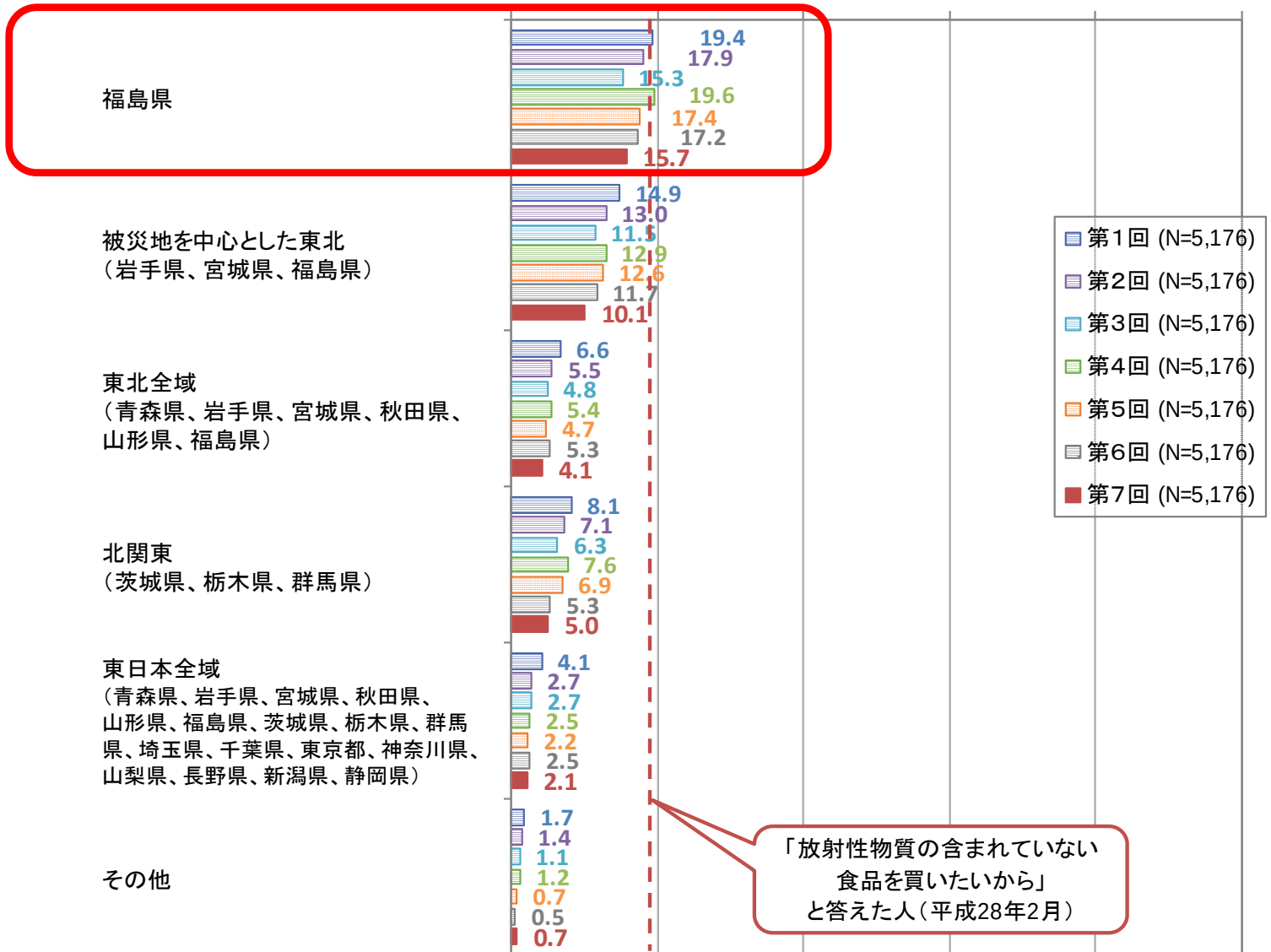


セブン＆アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」(28年3月)

【参考】消費者庁の実態調査によると、食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第7回調査では15.7%（第6回調査では17.2%）

食品を買うことをためらう産地

(消費者庁:食品中の放射性物質等に関する意識調査(第7回)結果より抜粋)



第1回：平成25年2月
第2回：平成25年8月
第3回：平成26年2月
第4回：平成26年8月
第5回：平成27年2月
第6回：平成27年8月
第7回：平成28年2月

福島産農産物等戦略的情報発信事業

平成25補正	1, 604百万円（復興庁計上）
平成27	1, 604百万円（同上）
平成28	1, 604百万円（同上）

MAFF

○福島県産農林水産物等の魅力をテレビCM等により発信するとともに、メディアを対象とした現場における安全性確保の取組を理解してもらうツアーや首都圏等における情報発信イベント等を展開。

平成27年度の実施内容

<国内に向けた情報発信等>

○テレビCM…タレントによるトマト、桃、米をテーマとしたCMを収穫時期に応じ放送。

○メディアセミナー・ツアー…福島県産農林水産物の魅力や安全性を伝えるため、桃、きのこについてメディアを対象としたセミナーの開催（東京）や現地ツアーを実施。

○情報発信イベント…福島県知事・副知事によるトップセールス（札幌、東京、大阪、県内）等、流通店舗等において販売を促すためのPRイベントを実施。



テレビCM（桃編）



テレビCM（米編）



美味（うま）いものどころ福島の恵み交流会
（平成28年1月、東京）



福島県知事のトップセールス
（平成27年7月、万代 渋川店（大阪））



食品事業者向け商談会
（平成28年1月、東京）



ミラノ国際博覧会 ふくしまウィーク
（平成27年10月、ミラノ）

このほか、テレビ番組制作、ウェブ、新聞等を通じた情報発信や県内市町村や民間団体が行うPR事業への支援等を実施。

<海外に向けた情報発信等>

○福島県によるミラノ国際博覧会におけるイベントや香港での展示会出展等のPR活動及び福島県内の民間団体の行う海外PR活動への支援を実施。

信頼回復事業・被災地産品プロモーション

MAFF

- 輸入規制の緩和・撤廃及び風評被害払拭を目的に、メディアを利用した宣伝や海外でのPR活動、被災地の産品を利用したレシピの作成等を実施。

平成26・27年度の主な取組内容

- 世論形成、信頼回復等のためのメディア活用
 - ・テレビ、新聞、街頭ビジョン等を活用し幅広くPRを実施（平成27年3月上旬）
 - ・海外のニュースサイトを通じ、被災地の食・食文化の魅力を発信（平成28年2月22日～3月21日）
- 官民合同フォーラム
日本産食品規制への対処、日本食文化の発信について、官民関係者を交えて参加型討論を実施（平成27年3月5日（香港）、3月12日（台湾））
- 日本食PRイベント・バイヤー等向けセミナー
現地バイヤー等にセミナーを実施し、日本食の魅力をアピール（平成27年3月上中旬）
- 規制対象県への現地関係者の招へい
香港及び台湾の現地バイヤー、事業者団体、メディア関係者等を日本に招へいし、規制対象県の生産現場・検査体制を紹介（平成27年3月23日～27日）
- 被災地産品プロモーション
香港国際食品見本市において被災地産品の調理デモ（平成26年8月14～16日、平成27年8月13～15日）
- 被災地産品を使ったレシピの作成配布（平成27年）



海外のニュースサイトを通じたバナーの例
（シンガポール、香港）



官民合同フォーラム（香港）



規制対象県への招へい（栃木県）



被災地産品を使ったレシピ

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化（韓国、台湾）。

現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

主な輸出先国の輸入停止措置の例

輸出先国・地域	輸出額 (平成27年) ※括弧内は輸出額に 占める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,794億円 (24.1%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	1,071億円 (14.4%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	952億円 (12.8%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
中国	839億円 (11.3%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	501億円 (6.7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため、実質上輸入停止。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃の動き



○原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。

規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成23年6月	カナダ
〃	ミャンマー
7月	セルビア
9月	チリ
平成24年1月	メキシコ
4月	ペルー
6月	ギニア
7月	ニュージーランド
8月	コロンビア
平成25年3月	マレーシア
4月	エクアドル
9月	ベトナム
平成26年1月	イラク
〃	オーストラリア
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド

最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成26年4月	EU ※	検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小
5月	イスラエル	輸入時モニタリング検査の対象県が縮小(47都道府県→8県)
7月	シンガポール	輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) 検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)
11月	サウジアラビア	検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)
12月	バーレーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
〃	米国	検査報告書(3県)の対象品目が縮小
〃	オマーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
平成27年2月	ブルネイ	輸入停止(福島県)→検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) 検査証明書(福島県以外)→産地証明書(福島県以外)
3、4、5、8月	米国	輸入停止(福島県等)→一部の品目を順次解除 検査報告書の対象が変更(乳製品以外の対象除外等)
7月	ロシア	輸入停止(8県の水産物)→青森県を解除(検査証明書添付で輸入可能)
平成28年1月	EU ※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外 等)
1、2、3、4月	米国	輸入停止(福島県等)→一部の品目を順次解除
3月	エジプト	検査証明書(11都県の全ての食品・飼料)・産地証明書(11都県以外の都道府県) →検査証明書:対象を7県の水産物に変更 →産地証明書:同47都道府県(水産物以外)、7県以外の40都道府県(水産物)に変更

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対する働きかけ

○農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めているところ。

○農林水産関係では28年3月31日までに、合計約7,684億円の請求に対し、約7,313億円を支払い（約95%）※。

※28年3月31日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出